

ねんきん定期便の概要について

被保険者一人ひとりに対して、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報をご被保険者に分かりやすく通知し、ご確認をいただく。

- 送付対象の方 国民年金、厚生年金の被保険者
- 実施時期 平成21年4月～
- 送付周期 毎年誕生月に送付

通知する内容

(1) 21年度

- ①年金加入期間（加入月数、納付済月数等）
- ②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額。50歳以上の方には、「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額。なお、既に年金受給中（全額停止中も含む）の方には年金見込額は通知しません。
- ③保険料の納付額（被保険者負担分累計）
- ④年金加入履歴（加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日等）
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）

(2) 22年度以降

- ・ 上記①～③について、更新し通知する。また、上記⑤及び⑥について、直近一年分を通知する。
- ・ 節目年齢時（35歳、45歳、58歳）の方々に対しては、21年度と同内容を更新して通知する。

紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突合せ（イメージ）

I これまでの取組

① 国民年金の特殊台帳	3,300万件	→	20年度中に突合せ実施
② 国民年金の被保険者名簿 (市町村保管)	1.4億件	→	20年度は国への移管の準備
③ 厚生年金の被保険者名簿・原票	6.8億件	→	サンプル調査の結果等を踏まえて取り組む
合計	8.5億件		

II サンプル調査の結果と取組の方向

① 紙台帳等とオンライン記録の不一致は約1.4%

② 紙台帳等とオンライン記録との不一致点は、各種の関係資料の照合や最終的には本人確認により対処する必要がある

③ 一人の方の記録が全国の複数の社会保険事務所・市町村に散らばって保管されている
→ 現在のままでは、突合せが非効率

⑤ 作業量が膨大

④ 古い紙記録の劣化対策も必要

効率的な記録検索を可能とするシステムの整備

III 作業スケジュール

平成21年度

紙台帳の「電子画像データ検索システム」の整備

- ・ 複数の社会保険事務所に分散して保管されている記録の個人単位での集約化
- ・ 劣化が進む紙記録の電子化

- ① 効率的な突合せ作業のための基盤整備
- ② 国民が年金記録をいつでも簡便に確認できる仕組みの構築
- ③ 年金記録の将来にわたる適切な保管

平成22・23年度

受給者・加入者からの申出分について実施
(集中受付期間)

申出のない受給者分

平成24年

申出のない加入者分

- ・ 名簿等の記録に基づいて単純に補正することのないよう、慎重に作業(他の書類の確認等)を行う
- ・ 最終的には御本人に確認
- ・ 申出のない記録については、不一致率の高い記録から着手するなど順次実施

電子画像データ検索システムのイメージ

山田 太郎

検索システム

電子画像データベース

紙台帳・マイクロフィルム等

基礎年金番号 5150-123456

厚生年金(A社保)

東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

厚生年金(B社保)

西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

国民年金(C社保)

3150-345678
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

国民年金(D市町村)

5150-123456
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

基礎年金番号をキーに検索・集約

基礎年金番号
5150-123456
(統合済手番)
3203-234567
2103-456789
3150-345678
5150-123456

厚生年金被保険者名簿

東あいう-300
東あいう-124
東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

厚生年金被保険者名簿

西はひふ-10
西はひふ-3
西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

国民年金特殊台帳

3150-756310
3150-756151
3150-345678
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

市町村国民年金名簿

5150-852325
5150-756124
5150-123456
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

A社会保険事務所 厚生年金被保険者名簿

東あいう-300
東あいう-124
東あいう-123
山田 太郎 S5.12.1生
3203-234567
資格記録 種別 標報 原因
S25.4.1 ① 010 取得
S29.5.1 ① 018 月変
S33.4.1 喪失

B社会保険事務所 厚生年金被保険者名簿

西はひふ-10
西はひふ-3
西はひふ-1
山田 太郎 S5.12.1生
2103-456789
資格記録 種別 標報 原因
S35.8.1 ① 036 取得
S40.5.1 喪失

C社会保険事務所 国民年金特殊台帳

3150-756310
3150-756151
3150-345678
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S40.5.1 強制 取得
S53.5.1 喪失

D市町村 市町村国民年金名簿

5150-852325
5150-756124
5150-123456
山田 太郎 S5.12.1生
〇〇市××町1-1-1
資格記録 種別 原因
S53.5.1 強制 取得
H11.5.1 喪失

画像ファイル化
検索キーとして年金手帳記号番号を入力

※基礎年金番号をキーに個人単位に集約

※サーバーに収録

※社会保険事務所、市町村ごとに保管

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案(17事案)に係る調査結果について

1. 調査結果

- 遡及して資格喪失させたことは事実在即していた可能性が考えられるが、その後の指導に誤りがあった事案 1件
- 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる事案 1件
- 事実と反する処理であることを職員が知っていたかどうか明らかにならなかった事案 ... 15件

※1 調査した17事案の経緯

- ① 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った事案 : 16件
- ② 事業主が、社会保険事務所の示唆により、事実と反して遡及訂正をしたと証言をしている事案 : 1件

※2 第三者委員会に申立てがあり、あっせんに至った16件については、あっせんのとおりに申立人の記録を訂正済みである。

※3 標準報酬・資格喪失の遡及訂正については、例えば、届出していた報酬額が経営難で支払われなくなっていた場合に、実態に合わせて、届出されている報酬額を遡及して引き下げることは適正な処理。一方、報酬額は変わっていないのに、実態と反し、遡って報酬額を引き下げることを、事務所職員が示唆したか、知っていた場合には、社会保険事務所の職員の対応として問題となる。

2. 今回の調査対象事案への対応

- (1) 社会保険事務所の職員が事実と反する処理であることを知っていたと考えられる1件の事案に関し、当該職員が他に関与した事案がなかったかどうか等の調査を行った上で、関係職員に対して厳正に対処する。
- (2) 今回の調査対象事案に係る事業所に勤務していた他の従業員のうち、同様の遡及訂正処理が行われている可能性がある者について、早急に事実の確認を行い、必要な記録の訂正を行う。

(平成20年9月9日発表)

調査結果を踏まえた対応

1. 上記以外の第三者委員会あっせん事案等の調査の実施

- (1) 今回の調査対象事案以外に第三者委員会であっせんが行われた事案(平成20年10月20日現在52件)について調査を行う。
- (2) 外形から同様の事案と見られる第三者委員会申立事案(平成20年1月末時点で160件程度)に係る内容の分析及び個々の事案の遡及訂正理由等の調査を行う。
- (3) 元社会保険庁職員から、組織的に不適正な遡及訂正処理が行われていたとの証言があった件について、事実関係の調査を行う。

2. 記録を抽出した上での調査

○ 調査方針

上記の調査等を踏まえ、オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行うことについて早急に検討し、実施する。

○ 具体的取り組み

第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、不適正な標準報酬の遡及訂正処理の可能性のある記録として、下記の3つの条件の全てに該当する記録(約6万9千件)を抽出し、うち厚生年金受給者(およそ2万件)については、本年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人による記録確認及びそれに基づく調査を行うこととしたところ。

また、3条件のそれぞれに該当する件数の単純合計の延べ約144万件(上記戸別訪問の対象者を除く)については、下記3-(3)及び4-(2)の記録送付の際に、年金受給者や現役加入者への注意喚起を行う文書を同封する。

※ 3つの条件

- ① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ② 5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③ 6か月以上遡及し標準報酬月額が引き下げられている。

3. 年金受給者による記録確認

- (1) 年金受給者に対し、社会保険事務所等における相談を呼びかけるとともに、平成20年度中に、インターネットによる年金記録照会(標準報酬月額も閲覧可)を開始する。
 - (2) 平成19年12月から年金受給者に送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (3) さらに、平成21年中に、厚生年金受給者全員に対する標準報酬月額の情報を含むお知らせの送付を開始し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)～(3)については、受給者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

4. 現役加入者による記録確認

- (1) 平成20年2月から現役加入者に対して送付している「ねんきん特別便」により、ご本人に資格喪失日等の記録を確認していただく。
 - (2) 平成21年4月から、現役加入者に「ねんきん定期便」(標準報酬月額の情報を含む)を送付し、ご本人に記録を確認していただく。
- ※ 上記(1)及び(2)については、現役加入者から、記録が事実と相違していると申し出があったものについて、社会保険事務所の事務処理や事業主等について調査を行うものとする。

5. 再発防止の徹底

- (1) 遡及訂正処理を行う場合に、事実関係が確認できる関係書類(賃金台帳、法人登記簿等)の添付を徹底。
- (2) 滞納事業所の全喪処理や延滞金の取扱い等について、社会保険事務所長自らが把握する体制を構築。
- (3) 一定の遡及訂正処理に係る届書について、社会保険事務局が事前チェックを行う体制を整備。
- (4) 事業所調査において、遡及訂正処理が行われた届出についての調査を重点項目に追加。
- (5) 適用・徴収関係書類の管理の在り方について、業務の性格等に応じた見直しを検討。